

令和 7 年 4 月 2 3 日

第 5 回

奈義町農業委員会 議事録

奈義町農業委員会

令和7年第5回奈義町農業委員会議事録

- 1 招集の年月日 令和7年 4月23日(水) 午後2時00分から
- 2 招集の場所 奈義町役場 3階 301会議室
- 3 招集の方法 法第27条第1項
- 4 出席・欠席委員 (現在員数20名, 2分の1は10名)
出席者○印, 欠席者×印

○農業委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分
1	延原 孝	○	7	橋口 健二	○
2	岡 秀 樹	○	8	高取 道 廣	○
3	高 森 啓 行	○	9	畑 田 緑	○
4	鷺 田 次 古	○	10	小 童 谷 規 夫	○
5	安 藤 正 樹	○	11	國 富 英 治	○
6	定 森 正 之	○	12	森 安 伸 行	○

○農地利用最適化推進委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分
13	今 井 光 男	○	17	福 永 次 男	○
14	森 田 正 明	○	18	延 原 道 正	○
15	鷺 田 大 助	○	19	永 幡 修	○
16	岸 本 武	○	20	芦 田 修	○

出席委員 20名 欠席委員 0名

5 遅刻委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分

- 6 会議に職務のため出席した者の職, 氏名
なし

7 付議案件

- | | | |
|----|------------|---|
| 第1 | 開会、開議の宣言 | |
| 第2 | 議事日程報告 | |
| 第3 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第4 | 議案第24号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移
転許可申請について |
| 第5 | 議案第25号 | 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借
設定許可申請について |
| 第6 | 議案第26号 | 非農地証明申請について |
| 第7 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第8 | 報告第2号 | 農用地利用集積等促進計画に関する意見徴収
(令和7年5月公告分)について |
| 第9 | その他 | ①産業振興課所管主要事業について
②会務報告等
③その他 |

8 農業委員会事務局職員

事務局長 林 辰明
書記 榎谷 仁志

9 会議の概要

開会にあたり、出席状況を確認し、会議の進行方法、審議案件と報告案件の取扱い、採決方法、現地確認及び担当委員による補足説明の流れについて説明した。議事録署名委員は2名を指名した。

議案第24号について、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の内容を審議した。対象農地は畑2筆で、売買による所有権移転申請であり、農機具の保有状況、農作業経験、通作距離、常時従事の見込み、地域との調和等について確認した結果、不許可事由には該当しないものとして説明があった。質疑はなく、採決の結果、農業委員は全員賛成、推進委員も全員異議なしで承認した。

議案第25号について、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を審議した。転用目的は太陽光発電設備の設置であり、対象農地の農地

区分、立地基準、一般基準、代替地の有無、周辺農地への影響、資力及び関係条例に基づく手続状況等について説明があった。担当委員及び現地確認の報告では、現地の状況は資料と相違なく、地区の同意も得られていることが確認された。太陽光発電設備の設置に伴う農地保全や将来的な影響について意見が出されたが、申請内容を総合的に確認した上で、採決の結果、農業委員は全員賛成、推進委員も全員異議なしで承認した。

議案第26号について、非農地証明願の承認を審議した。対象地は長期間にわたり耕作されておらず、資材置場等として利用されてきた状況であり、農地への復元は困難であること、非農地判断の基準に該当することについて説明があった。担当委員及び現地確認の報告でも、現状から農地としての利用は困難であることが確認された。利用目的や取得方法に関する質疑があったが、申請内容は非農地証明の可否に関するものとして審議し、採決の結果、農業委員は全員賛成、推進委員も全員異議なしで承認した。

報告第1号について、農地法第3条の3の規定による相続に伴う届出が1件あったことを報告した。届出内容は、相続による農地の権利取得に関するものであり、合計11筆について報告があった。質疑はなく、報告を終了した。

報告第2号について、農用地利用集積等促進計画に関する意見徴収を行った。令和7年4月1日から農地の賃借制度が変更され、中間管理機構を通じた契約となること、農業委員会は地域計画との整合や農地利用の調整に関して意見を確認する役割を担うことについて説明があった。地目と現況利用に関する質疑があり、土地改良や過去の制度上の経緯により地目と現況が異なる場合があることを確認した。意見はなく、報告を終了した。